

令和6年度第9回看護研究倫理委員会議事要旨

日 時 令和7年2月17日（月）16：30～17：30
場 所 WEB 会議（Microsoft Teams）ゼブラ棟2階多目的室④
出席者 ■伊藤委員長 ■橋本委員 ■古賀委員 ■竹下委員 ■大矢委員
■藤谷委員 ■飯塚委員 ■三宅委員 ■原委員 ■小中委員
■山根委員
(■が出席、□が欠席を表す。)

- 本委員会は、本学医学部看護研究倫理委員会規則第5条の規定に基づく5名以上の出席を得て成立した。

議題

1. 看護研究申請書の審査について

- (1) 課題名：老年看護学実習Ⅰにおける受け持ち患者と看護技術経験の実態
伊藤委員長から、宇都宮助教より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。続いて申請者から研究の概要等について説明及び各委員から質疑等があった。

委員から、下記のとおり指摘があった。

- ・8 ページ研究計画書「9. 研究結果の帰属と結果の公表」について、詳細を追記すること
- ・9～16 ページ添付資料1について、「個人情報管理者」の役割や老年看護学の担当教員ではないことを追記すること。
- ・18 ページ老年看護学実習Ⅰ看護技術経験回数・到達度チェックリストについて、「受け持ち患者さん」と「受け持ち患者」の記載を統一すること。
- ・研究計画書において、調査期間と研究期間を明記すること。
- ・オプトアウト掲載期間を明らかにし、明記すること。
- ・研究計画書において、老年看護学実習Ⅰの位置づけを追記すること。
- ・先行研究との差別化を図るため、特定機能病院において短期間で行う実習であるということを研究計画書に追記すること
- ・その他、誤字に関する指摘があった。

審議の結果、修正確認後に承認することとした。

- (2) 課題名：在留日系ブラジル人労働者の慢性疾患罹患予防に関するヘルス

リテラシーの実態調査

伊藤委員長から、廣澤院生より申請があったので審議願いたい旨の説明があった。続いて申請者から研究の概要等について説明及び各委員から質疑等があった。

委員から、下記のとおり指摘があった。

- ・3 ページ「研究資金」について、正しい表現を確認すること。
 - ・5 ページ研究計画書「1) 研究対象者」について、インタビューでの質問事項について、研究対象者の身体情報についても追加するか検討すること。
 - ・7 ページ研究計画書「(1) 研究対象者の選定方法、リクルートの手順」について、島根県外国人地域サポーターの方に直接依頼してもよいのか所轄機関に確認すること。
 - ・7 ページ研究計画書「(1) 研究対象者の選定方法、リクルートの手順」について、研究協力者である島根県外国人地域サポーターの方との関係性を追記すること。
 - ・7 ページ研究計画書「(1) 研究対象者の選定方法、リクルートの手順」について、研究協力者である島根県外国人地域サポーターに研究同意書まで依頼することが研究対象者に対する負担に軽減に繋がることを追記すること。
 - ・10 ページ研究計画書「(5) 不利益を受けない権利の保障」について、文字データ、音声データともに削除できることを明記すること。
 - ・13 ページ「【資料 1】研究協力機関依頼文」を「【資料 1】研究協力者依頼文」に修正すること。
 - ・13 ページ「【資料 1】研究協力機関依頼文」について、島根県外国人地域サポーターに対してわかりやすい文章にするため、ヘルスリテラシーの言葉の説明を追加すること。
 - ・13 ページ「【資料 1】研究協力機関依頼文」について、「2) 研究の目的・意義」を先入観が無いよう文章を変更すること。
 - ・13 ページ「【資料 1】研究協力機関依頼文」について、研究対象者の選定基準を絞ったうえで、明確にすること。
 - ・25 ページ「【資料 3】研究同意書」について、説明項目を明記すること
 - ・その他、誤字に関する指摘があった。
- 審議の結果、修正確認後に承認することとした。

2. 「医学部看護研究倫理委員会規程」の一部改正（案）について

事務局より資料 3-1、資料 3-2 に基づき、「医学部看護研究倫理委員会規程」の改正について説明を行った。

令和 6 年 5 月 1 日に改正のあった、「島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書」、「人を対象とする生命科学・医学系のうち看護研究に係る業務手順書」の関係規定と「医学部看護研究倫理委員会規程」をあわせることを目的としている。

委員からは、第 11 条 2 項の「侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究」という記載を削除するべきではないかとの意見があった。

審議の結果、第 11 条 2 項の「侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究」という記載を削除し、承認することとした。

3. 「島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書」の一部改正（案）について

事務局より資料 4-1、資料 4-2 に基づき、「島根大学医学部看護研究倫理委員会業務手順書」の改正について説明があった。

主な変更点として、多機関共同研究に関する対応について、従来から、主たる研究機関で一括審査による承認を得た研究については、委員会の迅速審査を経ず、医学部長の許可を取るのみであった。手順書において、このことを明記するものである。また、実施状況報告書について、「人を対象とする生命科学・医学系のうち看護研究に係る業務手順書」との齟齬があったことから修正するものである。

委員より、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に記載のある用語の定義に合わせるために、医学部長から研究機関の長に変更すべきとの指摘があった。

また、「主たる研究機関における倫理審査委員会において、本学部分の承認を委員会に委ねた研究（個別審査が必要な研究）を共同研究機関として実施するもの。」については、「主たる研究機関における倫理審査委員会より、本学の委員会での審議の依頼があった研究（個別審査が必要な研究）を共同研究機関として実施するもの。」という記載が望ましいものとの意見も出された。

今回の変更案について、医学研究倫理委員会に内容の確認を行うべきであるとの提案があった。

また、実施状況報告書について、「人を対象とする生命科学・医学系のうち看護研究に係る業務手順書」との齟齬は、「医学部看護研究倫理委員会規程」改正と同様に「侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究」の追加は必要ないとの意見

があった。

審議の結果、改正案は修正のうえ、次回の看護研究倫理委員会において再度審議を行うこととした。

報告事項

○審査結果について

- 1) 申請者：医学系研究科看護学専攻 吉田 悠子
課題名：保健師が行う「気になる子育て家庭」への長期的な支援
を目的とした引継ぎにおける思考過程
審査結果：承認（令和7年2月10日付）

○審査結果について（変更申請）

- 1) 申請者：地域・老年看護学講座 土江 梨奈
課題名：外国にルーツを持つ子どもの養育環境における困難性と
支援～ブラジル人就労者および居住支援者へのインタビュー調査から～
審査結果：承認（令和7年2月3日付）

○実施状況報告書について

令和7年1月提出：1件

○終了報告書について

令和7年2月提出：1件

○次回の委員会について

令和7年3月17日（月）16：30